

大津市における災害発生時の障害者支援についての提言

私たちは、自然災害発生時の障害者支援に関して、大津市障害者自立支援協議会に「防災プロジェクト」を組織しました。

防災プロジェクトは、障害者自立支援協議会の部会長、当事者家族、北大津養護学校、大津市社会福祉協議会、関係団体、自立支援協事務局で構成しており、平成 29 年 4 月から会合を持ち検討を重ねてきました。

プロジェクト会議で協議を重ねる中で、障害者の災害時支援に関して過去の大規模災害から学び、障害者の災害支援の課題を明確化するため、実際に障害のある方を訪問し、心配事や家庭や地域の状況をお聞きしました。また、より多くの方々の思いを集積するため、「当事者・家族アンケート」「支援事業所アンケート」「当事者団体アンケート」を実施しました。

防災プロジェクトの活動から確かめられた障害のある人の災害時支援に関して下記の提言を行います。

提言 1 <自助>当事者・家族が担うこと

1 日頃からの災害への備え

災害被害を最小限にするため、備蓄をすることや避難所等の情報が必要です。避難支援に必要な情報を支援にあたる人たちに知ってもらうことも重要です。

2 避難生活

避難生活に必要な配慮事項の表明、福祉スペース・福祉避難所の必要を伝える事、避難所以外の避難では所在を知ってもらうことが支援を受ける上で重要です。

提言 2 <共助>地域や事業所で担うこと

過去の災害では地域防災が重要であることが確認されています。大津市や地域・事業所と当事者、家族との協働で減災に努めましょう。

【地域の役割】

避難に配慮や支援が必要な人の情報を把握していくことが必要です。情報に基づき避難支援を想定し「個別計画」を策定しておくことや、定期的に要支援者を含んだ避難訓練を実施しておくことが重要です。

【事業所の役割】

防災計画を実効性のあるものにするため、具体的な避難訓練の実施が必要です。災害が発生した場合、利用者の帰宅困難により事業所が一時的避難所になることが想定されます。加えて地域での役割も期待されることです。

要支援者が地域で支援を受けられるよう、地域への情報提供や個別計画の策定協力も求められています。

【当事者団体の役割】

これまでも大規模災害時に当事者団体の安否確認が支援に繋がった報告が多くあります。当事者団体が当事者・事業所と連携し協力して行うことが重要です。

提言3 <公助> 大津市の役割

災害被害を最小限にするため、災害時支援を受ける避難行動要支援者自身（要支援者*1）、要配慮者*2）が、災害発生や防災対策に関して情報を把握することが必要です。要配慮者・要支援者が必要な情報提供を得るためには、公的機関からの情報提供が重要になります。

当事者・支援事業者・当事者団体から情報を得て、避難支援に必要な要支援者情報（避難行動要支援者名簿*3）を避難支援者となる自主防災組織や自治会に引き継ぐことも大きな仕事です。情報を避難支援や避難所運営に生かすことも必要です。

地域の支援組織と当事者がつくる「個別計画」（*4）策定を推進することも大きな役割です。

災害発生時は、避難所や避難所内の福祉避難スペース・福祉避難室の開設運営、福祉避難所の開設運営等、多岐に渡る支援を実施することになります。

(*1) ・避難行動要支援者（「**要支援者**」と表記）は、災害避難時や避難生活に支援が必要な人。

家族等とともに避難可能な人は除く。

(*2) ・「**要配慮者**」：避難行動や避難生活に一定配慮が必要な人、情報伝達や避難所での配慮が必要

(*3) ・「**避難行動要支援者名簿**」は、支援を必要とする人の情報（住所や配慮事項）を記載したものの

(*4) ・「**個別計画**」は、「避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援計画」（避難支援の配慮事項や避難支援担当者等を記載、地域で当事者と共に協議して作成する。「個別計画」と表記）

提言の具体的内容

(参考資料)

資料1：防災プロジェクト取り組み経過と個別ケース訪問聞き取りから

資料2：防災に関するアンケート結果「当事者・家族アンケート」

資料3：防災に関するアンケート結果「事業所アンケート」

資料4：防災に関するアンケート結果「団体アンケート」

提言1 <自助>当事者・家族の担うこと

1 日頃からの災害への備え

(1) 情報の把握

災害の被害を最小限にするため、防災情報を把握し避難場所や避難方法の確認が必要です。

- ①市の広報おつやホームページ、自立支援協ホームページ等で情報を把握する。
- ②不明な事項がある場合、関係者、関係機関に確認する。
- ③障害に配慮した情報伝達方法で実施されることを求める。

(2) 物品・備蓄の準備

- ①備品や非常食、薬品の備蓄を行う。

(3) 家屋や立地

- ①耐震性を確認する
- ②家具転倒防止を行う（当事者・家族アンケートでは、転倒防止は63%が未実施であった）
- ③自宅や通所先が災害指定地になっていないかを確認する。

(4) 連絡方法の確認

- ①災害発生時に家族間の連絡方法を確認しておく。
- ②外出時等、家族の集合場所を決めておく。

(5) 指定避難場所や避難所の把握、必要な配慮の伝達

- ①居住地域の避難場所や避難所の把握を行う
- ②避難場所や避難所への経路を確認する。
- ③避難所で必要な配慮について伝達する。
- ④避難所での過ごしが困難な場合、他の避難先を関係者、関係機関（行政・地域・学校・支援事業者等）に知らせる。
- ④避難について「個別計画」や「サービス等利用計画」で地域や支援者間での共有を図る。
- ⑤利用している学校や事業所での一時避難が可能か確認する。

(6) 救助を受ける時や避難済の表示を準備する

- ①具体的な状況の表示方法の例
 - ・自宅避難中等の表示をする。
 - ・救助に来られた時のために「命のバトン」等で状況を知らせる。
 - ・避難済のリボンや表示で検索を効率的にする。
 - ・外出中、通所通勤中の災害発生時のために「ヘルプカード」の活用を検討する等。

(7) 避難所での対応確認

- ①食料配給や薬品の配布について、避難所での対応可能な食事や配布可能な薬品等を確認する。
- ②避難所での医療スタッフ等の専門職の配置や巡回など確認しておく。

2 日頃からの災害への備えⅡ

(1) 地域との協働、連携

- ①地域での避難支援のための「避難行動要支援者名簿」提供の目的を理解する。
- ②地域の防災組織等への「避難行動要支援者名簿」の提供を行う。
- ③避難行動要支援者名簿に基づく「個別支援計画」を避難支援者とともに策定する。
- ④個別計画がない場合も避難時の応援者を決めておく。
- ⑤要配慮者や要支援者支援を含んだ避難訓練実施を求める。

当事者・家族アンケートでは「当事者に避難支援が必要な人」は62%で、「そのことを近所の人
が知っている人」は41%であり。「地域の避難訓練に参加している人」は23%となっている

- ・要配慮者や要支援者の避難支援を取り入れた避難訓練が必要。

- ⑥地域の人との協働するために積極的に関わる。状況を伝える。

「災害発生時に助けを求める人がいる人」は、41%で、そのうち69%の方が「隣近所の人から
の支援」を挙げている。「自治会や民生委員との連携が必要」との意見の一方で、「障害理解不
足や連携協議の場の不足」が挙げられている。

- ・状況を伝えることで理解や支援につなぐ。

訪問調査では（防災プロジェクト経過）

「避難支援に関して隣近所は高齢の住民が多く民生委員との交流もなく避難に困っている人」
が多く、「誰に依頼したらよいか分からない」という意見が多い。

3 災害発生時の避難

(1) 「個別計画」に基づく避難

- ①避難準備する。
- ②避難準備（高齢者等避難）情報発令時等で避難支援者と避難する。
 - ・早めの避難を心掛ける。遅れると要支援者、支援者共に危険にさらされる。
- ③援助の必要や避難済等の情報伝達方法を決めておき実行する。確実な救援や捜索の効率化を図る。

4 避難生活Ⅰ

(1) 指定避難所での生活

- ①必要な配慮

訪問調査では

「避難所避難は考えられない」という方が2名、「情報提供やスペース、トイレ等、いくつかの
配慮事項」を挙げている方がおられた。

当事者・家族アンケートで必要な配慮は「スペース」や「個別空間」確保等の空間への配慮が最も多く、続いて「電源」「静けさ」「情報伝達」が必要と回答されている。「電源」については、医療機器等の必要の他に携帯電話による情報の取得が含まれていると思われる。

・避難生活に必要な配慮を伝えて避難環境の改善につなげていく。

(2) 指定避難所体育館等での避難が困難な場合

①指定避難所内福祉スペースや特別教室や特別室の活用（福祉避難室）

当事者・家族アンケートでの「指定避難所での配慮事項」は「空間への配慮」「情報伝達の重要性」の他、「教室等の活用希望」も挙がっている。

・必要に応じ避難所内（体育館内）福祉スペースの設置、特別教室や空き教室を活用した福祉避難室の開設を避難所運営者に要望する。

②福祉避難所の活用

・福祉避難所は指定避難所避難ののち、避難者の状況から必要により判断し開設となっている。

当事者・家族アンケートでは、「指定避難所での過ごしに不安を抱いている人」が多くあり、「指定避難所以外の避難」を挙げている人も多くある（指定避難所希望 28.7%＝複数回答中）

・必要時早期の福祉避難所開設を要望することが必要である。

(3) 指定避難所、福祉避難所での避難が困難な場合

①避難先を指定避難所や福祉避難所に伝える。（事前に伝達方法を検討しておく）

(4) 障害福祉サービス事業所からの支援

①避難所、福祉避難所避難が困難な人のための空間提供

・避難所や福祉避難所の避難が困難な場合、事業所空間提供を希望する。（例 市・OSK 協定）

②事業所、学校での避難、事業所への避難

・一時避難が可能か確認しておき、可能であれば避難する。

提言2 <共助>地域や事業所で担うこと

【地域の役割】 阪神・淡路大震災で倒壊家屋からの救助にあたったのは80%が家族、近隣住民でした。地域の助け合いが重要であることはこれまでの災害が示すとおりです。

1 日頃からの災害への備え

(1) 地域ごとの自主防災会防災計画を策定する

(2) 「自主防災会防災計画」において要配慮者対策を講じる

【地域自主防災組織防災計画（ひな形その1）】—大津市消防局「自主防災組織設立」申請書類—

12. 要配慮者対策

(1) 要配慮者対応計画

要配慮者の対策は、日常的な安全対策やケア体制が重要であることから、要配慮者と地域住民とが日頃から信頼関係を作り、防災対策、支援計画について計画を策定すること

(2) 要配慮者の把握

災害時に要配慮者の避難活動を円滑に行うため、日頃から要配慮者の状況を把握し、学区自主防災会と連携を取り合って定期的に更新する。なお、個人情報については細心の注意を払うこととする

(3) 要配慮者の避難誘導、救出・救護

- ア 一人の災害時要支援者に対しては複数の住民による援助活動を行う。
- イ 災害時の避難誘導と安否確認については、民生委員・児童委員や近隣でのその要配慮者と顔見知りの人たちで体制を組み活動を行う。
- ウ 専門的な介護は、介護技術を備えたホームヘルパーなどが中心になって行う。

(3) 大津市避難行動要支援者避難支援プランにおける地域の役割

【大津市避難行動要支援者避難支援プラン】

第1章 基本的な考え方

6 関係者の役割

(2) 自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿（災害時要支援者個別支援一覧）の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別支援計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- エ 市と連携して個別計画の作成
- オ 市と連携して個別計画の変更・修正

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

(4) 避難行動要支援者名簿による情報把握と「個別計画」策定を進める。

①避難行動要支援者名簿の把握

- ・大津市から「避難行動要支援者名簿」の提供を受け情報把握する。名簿管理を行う。
- ・避難行動要支援者名簿情報から避難支援を想定する。

②避難行動要支援者名簿の情報から当事者ととも「個別計画」作成を行う。

- ・自主防災や自治会、民生委員で協力しながら事業所等の支援も受け避難行動要支援者の個別計画策定を行う。

(5) 要配慮者や要支援者を含んだ避難想定、避難訓練を実施

- ・避難支援をより実効性のあるものにするため要配慮者、要支援者を交えた避難訓練を実施する。

(6) 住民向けに、自主防災推進の研修、要支援者理解の研修を実施

- ①地域の防災力向上のため防災に関する研修を実施する。
- ②要支援者の円滑な避難支援のため障害理解の研修を行う。
- ③要支援者の円滑な避難支援のため要支援者の避難支援について研修を行う。

2 災害発生時の避難支援

(1) 個別計画に基づく避難支援

- ①「避難準備（高齢者等避難開始）情報」発令あるいはそれ以前に要支援者の避難を開始する。
 - ・昨年の西日本豪雨では、河川の氾濫から急激に水位が上昇し被害が拡大した。早期の避難開始が必要となる。
 - ・「個別計画」に記載した避難支援者のみの避難支援では災害や状況によって困難な場合もあり、自主防災や自治会、民生委員等が協力し組織的な支援が望まれる。

- ・要配慮者の避難行動についても自治会や班、組等で一緒に避難することが必要となる。

②要支援者の避難所への引継ぎ

- ・避難所へ確実に引き継ぐ

3 避難中の支援

(1) 地域で避難所運営の協力

- ・避難ののち避難所の運営等に協力する。避難支援者の避難から配慮事項等を聞き取り、避難所運営に反映する。
- ・地域で避難所避難以外の避難を把握し、自宅避難や軒下避難、車中避難に支援を届ける。

【事業所の役割】 2016年の岩手県岩泉町のグループホーム水害では、避難マニュアルが策定されず避難訓練も行われていなかったことから大きな問題になっています。障害のある人を支援する事業所では実効性のある防災計画と避難訓練が必要です。開所中の発生では、利用者の宿泊も想定されます。当事者・家族アンケートでは事業所避難希望も多くありました。事業所間や事業種別を超えた連携も有効であり、地域からの支援を受けること、地域へ支援を行うことも大切です。

1 日頃からの災害への備え

(1) 防災計画策定、避難訓練実施、利用者の一時避難所想定

①防災計画の内容。

事業所アンケートでは61事業所の内、「全ての災害を想定」は31%（19カ所）である。

- ・防災計画の内容確認が必要である。

②実効性のある避難訓練や防災教育の実施

- ・「防災訓練を実施している事業所」は77%（47カ所）で「年2回」が最も多いが、「災害種類別の避難訓練実施」は38%（23カ所）で「震災訓練実施」は22カ所となっている。
- ・防災計画に基づく「避難経路、避難方法で訓練」を行っている事業所は43%（26カ所）である。
- ・「職員の防災教育実施」は41%（25カ所）「利用者の体験学習実施」は35%（21カ所）となっている。

- ・避難訓練に加えて職員の机上訓練による避難想定への浸透、利用者を含めた外出、散歩活動を利用した避難所までの道程把握、防災センター見学など日常活動での体験も有効。

③利用者の一時避難所想定

- ・当事者・家族アンケート避難希望「通所先」16.6%（268人）「通学先」9.7%（157人）
- ・事業所アンケートで「飲料水・非常食・医薬品等の備蓄」を行っているのは39%（24カ所）

- ・日中支援の事業所でも事業実施時間での災害発生では利用者の帰宅困難が想定される。
- ・事業所で一定時間過ごす、近くの避難所に避難する等が考えられる。
- ・事業所で一定時間過ごす場合は、そのための備蓄や備品が必要になる。通行が可能であれば近くの避難所で物資配給を受けることも考えられるが確かではない。
- ・利用者の一時避難所になる可能性を考えた場合少なくとも最低限の備蓄は必要となる。

(2) 「避難行動要支援者名簿」の地域への提供に関して当事者・家族同意の促進協力

【大津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）】

第1章 基本的な考え方

6 関係機関の役割等

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 在宅の避難行動要支援者の個別計画策定のための同意への協力（通所）
- イ 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供（通所）
- ウ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力（通所・入所）
- エ 避難先（福祉施設）として避難体制に協力（通所・入所）

<災害時>

- ア 要配慮者の受入れ

第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成方法

市は民生委員や学区社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業所等に避難行動要支援者と避難支援者の打ち合わせの調整、避難支援者間の役割分担の調整を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援がなされるよう、個別計画の作成に努める。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打ち合わせるよう、避難支援関係者に協力を求める。

第4章

避難誘導、安否確認体制の整備

1 避難誘導の実施体制

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援などの避難支援体制整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

当事者・家族アンケートでは、「避難支援のために情報を地域の民生委員や自主防災組織に提供できる」方が47%（437人）おられた。「出来ないという方」は5%（47人）で他は「分からない」32%（298人）「意味が分からない」7%（65人）であった。

・多くの方が情報提供に前向きなことが分かる。情報提供の同意について尋ねた場合、利用事業所に相談等があることが予想され、事業所で名簿提供の意味を理解し対応することが望まれる。

(3) 「個別計画」策定への協力、記載情報更新に協力

・同意のあった当事者（利用者）の個別計画策定に関して必要な情報提供を行う。

(4) 「サービス等利用計画」で避難先等の把握、安否確認や避難中の支援を準備（*5）

・サービス等利用計画防災記載欄の内容（避難方法、避難場所、避難所、避難形態等）を把握して災害発生時に必要な支援について確認する。

(5) 避難所や福祉避難所での過ごしが難しい人の受け止め。

- ・災害発生時に利用者の一時避難所になることに加えて避難所や福祉避難所での過ごしにくい人に事業所空間の提供（例、大津市・OSK 協定）を福祉事業所全体で推進する。

(6) 事業種別や障害者・高齢者等の別を超えて事業者間の支援ネットワーク作り

・事業所アンケートでは、「他施設や病院との協力体制がある」事業所は 31%（19 事業所）である。

- ・事業種別や障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の種別を超えて大津市全域で事業所間の災害時支援体制を構築する（例・大津市社協施設協議会での福祉事業間応援や OSK 会員間応援）
- ・備蓄や備品の提供
- ・被災事業所へ他事業所から支援想定及び専門スタッフチーム組織に関して検討開始する等。

(7) 地域防災への参画

・事業者アンケートでは、「地域の自治会や自主防災組織と協力体制がある」のは 18%（11 事業所）
 ・「地域や地域の高齢者の一時避難場所になること想定している事業所」は 31%（19 事業所）、
 ・「一時避難所になることについて自治会や自主防災組織と申し合わせをしている」事業所は 3%（2 事業所）であった。

- ・事業所として地域への支援（一時避難所・配食・備品提供等）を検討することが必要、地域への支援要望に関しても地域との確認が必要となる。（例：通所利用中の災害発生、グループホームの避難所避難や配給の配送要望等）
- ・職員・支援チームや専門スタッフチーム組織化で被災地域支援も想定する。

2 災害発生時の避難支援

(1) 「防災計画」に基づく事業所利用者の避難実施（事業所内避難、避難所避難等）

(2) 利用者の一時的避難受け止め、避難所や福祉避難所が利用困難な人に過ごしの場提供

(3) 「個別計画」「サービス等利用計画」よる安否確認や避難時支援の実施

(4) 長期避難の負担緩和のための福祉サービス提供

- ・避難生活が長期にわたる場合や福祉サービスが実施可能な状況（交通インフラの復旧等）は、当事者や支援者の負担緩和のため福祉サービス再開が必要

(5) 事業所間のネットワークによる支援

- ・ネットワークに基づく備蓄や備品提供、職員チームによる支援を開始

(6) 地域防災への参画

- ・可能な地域支援の開始

【当事者団体の役割】 過去の災害では当事者団体が安否確認や避難中の支援に活躍された報告が多くあります。地域の支援、事業者、当事者団体の連携が重要です。

1 日頃からの災害への備え

(1) 防災に関する広報等

<団体アンケートから>・防災のためのハンドブックを作成配布実施している。

学習会を開催して会員の防災意識を高める取り組みを行っている。

- ・団体を越えた取り組みの共有が望まれる。

(2) 災害時支援

①安否確認等

- ・会員のメールアドレス、Fax 番号をまとめ、安否確認メールを訓練として発信している。
- ・会員対象に安否情報訓練を年に1回実施している。

(3) 情報伝達方法

①避難所情報等

- ・自治会や民生委員、自治会広報 ・会員には防災ハンドブックや会報誌で発信実施。地域の防災訓練情報周知要 ・案内板、避難所マップ発布配布、ホームページ掲載が必要。
- ・地域に障害理解啓発 ・避難所担当者が、手話ができるように（簡単でも）
- ・避難場所や避難所に関しては公的機関から情報伝達方法に配慮し広報、伝達することが必要ですが、団体からの日常的にあらゆる機会をとらえて広報・啓発が必要。

2 避難支援

①避難情報確保

- ・ラジオ、テレビ、スマホ ・自治体、自治会より伝達 ・文字情報（テレビ、スマホ）
- ・メール、事前学習 ・テレビ画面に手話と字幕、ファックス、メール、文字表示掲示板、停電でも可能な情報システム、非常電源（スマホ）、ガソリン、筆談ボード、視覚障害者のバンダナ
- ・各団体や障害者の人に必要な情報提供方法について日頃から関係機関に知らせ事前準備しておくことが必要。

②避難の支援方法（配慮事項）

- ・避難時期を知らせる。 ・情報伝達は音声で ・支援は隣近所、民生委員、支援の必要を把握してもらう。 ・寝たきりの人の介助方法把握、担架準備、手動人工呼吸器の操作、必要な医療機器と運搬のための人員 ・地域の共助が重要、自治会などの協力が不可欠、安否確認対象者リストで早期訪問実施。

- ・災害発生直後支援者となる地域住民に理解、協力を得る取り組みは当事者・家族、事業者、団体公的機関それぞれに、また協力のもと、取り組むことが必要。

3 避難中の生活

①避難所、福祉避難所における配慮事項

- ・障害特性へ配慮、掲示と放送 ・トイレに近い場所、音声伝達
- ・障害理解、文字情報（白板、文字等）障害を知らせるゼッケン等
- ・介護に慣れた支援者、電源、医療的ケア、冷暖房、必要物品、関わりができる人員、人材
- ・地域の障害理解、手話、ベッド
- ・必要配慮事項の事前周知と共に避難中も配慮を求める。

②避難所や福祉日暗所の必要な人材

- ・介護士・看護師・移動支援・代筆、代読・ガイドヘルパー・要約筆記、手話通訳・医療的ケア対応（医療職に限らず）・カウンセラー、ボランティアコーディネーター、動ける団体職員
- ・避難所や福祉避難所で必要な人材となりうるよう、地域や団体、事業所、公的機関あるいはその協働で研修、育成が必要。

③団体の災害時の活動

- ・連絡を取り合い、状況を確認する。 ・団体としては難しい

- ・聞こえない人への情報確保と伝達、ホワイトボード等で筆談に努める、補聴器電池の貸し出し
- ・安否確認、被災があればボラ派遣、コーディネイト、ろうあ相談員の派遣
- ・団体同士、当事者・家族、事業者、公的機関でそれぞれの情報共有、実施可能事項を相互把握して有効に活用する。

提言3 <公助> 大津市の役割

公的機関が、災害発生時の全ての救助活動を行うことは難しいと予測されます。地域の支援力が重要ですが、自主防災組織の促進・避難行動要支援者名簿を作成し「個別計画」作成につなげることは公的機関の役割です。情報提供も重要です。

【大津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）】

第1章 基本的な考え方

6 関係機関の役割等

(1) 市の役割

①市福祉担当部局、保健担当部局

<平常時>

ア 避難行動要支援者連絡会への参画

イ 要配慮者の把握

ウ 高齢者や障害のある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成及び自主防災組織、民生委員への提供

エ 自主防災組織、民生委員、児童委員等と連携した避難行動要支援者の把握と個別計画の作成支援

オ 個別計画作成のための同意の働きかけ

カ 個別計画作成の広報等

キ 福祉避難所運営体制の確保

ク 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施

ケ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時の備えの普及啓発

<災害時>

ア 災害対策本部の特別調整班への参加

イ 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握

ウ 避難所の救護班と連携した避難行動要支援者支援

エ 福祉避難所の運営

1 日頃からの災害への備え I

(1) 情報の把握

- ・要配慮者の確認や避難行動要支援者名簿の作成から避難支援や避難生活に必要な情報を把握する。
- ・情報から避難支援や避難所生活、福祉避難所生活で必要な配慮事項を確認する。
- ・情報を個別計画作成や避難所、福祉避難所配慮事項に反映させ事前準備をする。
- ・例えば、医療スタッフの避難所巡回、カウンセラー派遣等は医療機関との連携、事業所との連

携、他市町との連携も相互応援を含めて課題となる。

- ・災害規模によっては、要支援者の避難を他市町に依頼する必要もあり、他市町との連携も必要となる。

(2) 情報伝達

①避難行動要支援者名簿と個別計画

- ・避難行動要支援者名簿提供の当事者、家族の了解を得る。
- ・避難行動要支援者名簿の提供同意は、当事者の障害や体調の変化、家族状況の変化等予測され、経年的に確認が必要である。
- ・地域の支援組織（自主防災、自治会、民生委員等）へ避難行動要支援者名簿を提供する。
- ・避難行動要支援者名簿の情報を基に個別計画作成推進する。作成のための会議をコーディネートする。

②防災情報の発信

当事者・家族アンケートでは

「指定避難場所の把握」は66%（613人）「指定避難所の把握」は55%（511人）が知っているが「福祉避難所を知っている」人は20%（186人）となっている。それぞれホームページには掲載されている。

要支援者自らが情報を得ることは必要だが、指定避難場所や指定避難所は近隣の学校が多く情報を得やすい。福祉避難所はない学区もあり、ホームページ情報の有効性の評価が必要である。

- ・指定避難場所、指定避難所、福祉避難所等周知
- ・ハザードマップによる災害危険地域の発信
- ・防災対策の情報を発信する。
- ・大津市ホームページ掲載の効果を検証し、多様な発信方法により一層の周知を図る。
- ・大津市の広報おおつやホームページ、大津市自立支援協議会ホームページ、大津市主催研修会等あらゆる機会を活用し、広報・啓発に努める。
- ・発信に際しては、障害にあわせて必要な伝達方法の配慮を行う。

2 日頃からの災害への備えⅡ

(1) 地域との協働、連携

①避難所運営

- ・地域の自主防災組織の協力を得ながら開設、運営を行う。
- ・地域、事業所、団体からその都度、要支援者支援の必要な情報を得る。

②自主防災組織の推進、地域防災に関する研修実施

- ・地域での避難支援体制構築が要支援者、要配慮者だけでなく、被災者支援に必要なことから地域の自主防災の組織作り促進のため関連研修を他の関連部署と共に企画、開催する。

③要支援者理解、障害理解促進に関する研修実施

- ・要支援者支援のため障害理解のための研修を大津市障害者自立支援協議会や事業所、当事者団体と共に地域の支援者を対象として実施する。
- ・要支援者支援について地域で研修を実施する。

④事業者を対象とした研修

- ・避難行動要支援者名簿の地域への提供同意促進協力、個別計画作成協力等について事業所の協

力を得るために避難行動要支援者名簿や個別支援計画についてのガイダンス、研修等を実施する。

- ・災害時の利用者支援や地域の支援のため事業所の防災関係研修を実施する。

3 災害発生時の避難支援

(1) 指定避難所の開設

①情報伝達等の配慮

- ・当事者・家族アンケート、団体アンケートそれぞれ配慮事項が記載されている。避難所開設に際して、配慮事項を基づいた情報伝達やコミュニケーション支援ができるよう準備する。

②体育館内の福祉スペース

- ・避難所での配慮が必要な人に状況を確認し、早期に福祉スペースを設定する。

③校内の特別教室で福祉避難室開設

- ・避難所で配慮が必要な人に状況を確認して校内の特別教室や空き教室または市民センターの部屋等、使用可能な部屋に福祉避難室を設ける。福祉避難室は避難所と同一の場所で開設できるため安否や健康状態の把握、物資配給等から有効である。福祉避難室の開設要件やマニュアルを避難所開設マニュアルに記載すること。

(2) 福祉避難所開設

- ・避難所での要支援者の状況把握に基づき福祉避難所開設を実施する。
- ・どの時期に福祉避難所を開設するか等について検討が必要ある。
- ・指定避難所内に福祉避難室を開設する場合に福祉避難所の開設要件変更が必要か確認する。

(3) 指定避難所、福祉避難所以外の避難について

前出のように避難所や福祉避難所以外の避難を想定している人が多くいる。これまでの災害でも課題になったように所在の確認が支援実施に重要である。

- ①地域の災害時支援組織から情報を得る。地域での安否確認や「個別計画」記載内容から情報を得る。
- ②事業所から情報を得る。事業所安否確認や「サービス等利用計画」記載内容から情報を得る。
- ③団体の安否確認から情報を得る。
- ④情報取得に関しては「個別計画」「サービス等利用計画」から情報集約し見守りや配送、配給支援に繋ぐ。
- ⑤「個別計画」「サービス等利用計画」「団体の安否情報」を活用することでより多くの機関や事業者で情報を共有し支援につなぐ。

(*5) 用語の説明

- ・「サービス等利用計画」へ避難支援に必要な情報（想定される避難形態、事業所避難や車中避難、避難生活の配慮事項等）を記載、当事者・家族及び支援事業者が共有し安否確認や避難支援に活用するという提案。「サービス等利用計画」「個別計画」で広く情報共有できる。